

デイサービスセンター光の家(広川町)地域密着型通所介護、第1号通所介護

改善命令事項

1 人員基準について

- (1) 改善勧告において指摘したにも関わらず、その期限を過ぎても、事業所で雇用している従業者と雇用契約を取り交わしておらず、労働条件通知書の発行等雇用に必要な手続きを行っていない。従業者全員と書面による雇用契約や労働条件通知書の発行等、労働基準法を遵守し、必要な手続きを行うこと。

【根拠法令：労働基準法第15条】

- (2) 介護職員の員数について、貴事業所が介護職員として勤務させている者に令和4年6月6日の実地検査時に勤務内容を確認したところ、利用者の送迎及び留守番や人手が足りない時の手伝い、と回答しており、専らサービス提供に当たる介護職員として勤務しているとはいえず、介護職員の員数がサービス提供時間を通じて1以上の配置をしているとは認められない。

毎日、サービス提供時間を通じて管理者兼生活相談員である者以外で専らサービス提供に当たる介護職員を1以上配置すること。

【根拠法令：指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第20条第1項及び第3項】

- (3) 改善勧告において指摘したにも関わらず、従業者等の出勤簿等が整備されておらず、事業所に配置すべき人員が基準どおり配置されているか確認することができない。早急に出勤簿等の整備をすること。

【根拠法令：指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第20条第1項】

- (4) 令和4年6月6日の実地検査時において、令和4年4月以降機能訓練指導員が配置されていないことが確認されたため、早急に機能訓練指導員を雇用し機能訓練に必要な時間、従事させること。

【根拠法令：指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第20条第1項】

- (5) 改善勧告において指摘したにも関わらず、シフト表の作成等、基準を遵守した適切なサービスを提供するための勤務体制が確保できていない。毎日基準を満たした人員配置ができるようシフト表を作成する等、適切かつ安定的な勤務体制を確保すること。

【根拠法令：指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第30条第1項】

2 運営基準について

- (1) 令和4年6月6日の実地検査時において、当該事業所を利用する利用者1名は契約書を取り交わし、事業所の重要事項を記した文書を交付して内容の説明及び同意を得ていることが確認されたが、それ以外の利用者については対応が行われていない。早急に利用者全員と契約及び重要事項説明書の説明同意を行い、書面により同意を得ること。

【根拠法令：指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の7第1項】

- (2) 改善勧告において指摘したにも関わらず、当該事業所を利用する利用者全員の地域密着型通所介護計画書の作成がされていない。早急に利用者全員分作成すること。

【根拠法令：指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第27条各項】

- (3) 改善勧告において指摘したにも関わらず、介護記録等に具体的なサービスの内容や利用者の心身の状況等の記載がない。早急に適正な記載内容に改めること。

【根拠法令：指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の18各項】

- (4) 改善勧告において指摘したにも関わらず、従業者の資質向上のための研修の機会を確保していない。研修を計画し定期的実施すること。

【根拠法令：指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第30条第3項】

- (5) 改善勧告において指摘したにも関わらず、職場におけるセクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じていない。早急に指針等を作成し適切な運用を行うこと。

【根拠法令：指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第30条第4項】

- (6) 改善勧告において指摘したにも関わらず、事業所の従業者が業務上知り得た利用者の又はその家族の秘密を保持すべき旨に従業者の雇用時に取り決めをする等、事業所側の個人情報漏洩についての措置を講じていない。従業者に誓約を取る等、適切な対応を行うこと。

【根拠法令：指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の33第1項、第2項】

- (7) 令和4年6月6日の実地検査時において、当該事業所を利用する利用者1名は、サービス担当者会議等において用いる利用者の個人情報についての同意を得ていることが確認されたが、それ以外の利用者については対応が行われていない。早急に利用者及びその家族等から書面による同意を得ること。

【根拠法令：指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の33第3項】

(8) 改善勧告において指摘したにも関わらず、6月に1回以上開催すべき運営推進会議を一度も実施しておらず、それに係る対応等を行っていない。早急に体制を整え実施すること。

【根拠法令：指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第34条第1項、第2項】